

令和5年度第1回富津市都市計画審議会 会議録

1	会議の名称	令和5年度第1回富津市都市計画審議会
2	開催日時	令和5年8月4日(金) 午前10時00分～午前10時51分
3	開催場所	富津市役所5階 504会議室
4	審議等事項	(1) 議案第1号 会長及び職務代理者等の選出について (2) 議案第2号 建築基準法第51条ただし書の規定による処理施設(ごみ焼却場、一般廃棄物処理施設)の敷地の位置(富津市)について(付議) (3) 議案第3号 富津都市計画生産緑地地区の変更について(諮問)
5	出席者名	○富津市都市計画審議会委員 粕谷達郎、吉野寛、山田重雄、梅内泉、三木千明、猪瀬浩、宮崎晴幸、武田有 ○市長 高橋恭市 ○説明員 千葉県県土整備部都市整備局建築指導課副課長 寺西英樹、建築指導課建築審査班長 猿田信貴、建築審査班主査 岩崎裕子、建築審査班技師 大木拓也 ○事務局 建設経済部長 茂木雅宏、建設経済部次長 藤川幸男、都市政策課長 義崎哲也、都市政策課課長補佐 草刈孝昭、建設政策係長 山田誠、建設政策係副主査 山岸香織、建築係主任技師、石塚正幸、建設政策係主事 嶋野冨、市民部環境保全課広域廃棄物処理事業室長 成田正勝、広域廃棄物処理事業室主査 代見郁夫、農業委員会事務局庶務係長 鈴木宏誌
6	公開又は非公開の別	公開 ・ 一部非公開 ・ 非公開
7	非公開の理由	
8	傍聴人定員	1人(定員10人)
9	所管課	建設経済部都市政策課建設政策係 電話 0439-80-1317
10	会議録(発言の内容)	別紙のとおり

令和5年度第1回富津市都市計画審議会 会議録

発言者	発言内容
<p>事務局 (山田係長)</p>	<p>開会 令和5年8月4日 午前10時</p> <p><次第1 開会></p> <p>それでは定刻となりましたので、これより令和5年度第1回富津市都市計画審議会を始めます。</p> <p>本日は、大変お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>議事に先立ちまして、本日の会議資料の確認をさせていただきます。事前に送付いたしました会議次第、富津市都市計画審議会委員名簿、第1号議案資料一式、第2号議案資料一式、第3号議案資料一式、また、本日席に配付させていただきました、席次表、一般国道127号富津館山道路都市計画の原案説明会あらまし、また、後ほど説明させていただきますが、第2号議案に係る差替え資料1枚でございます。不足等ございませんでしょうか。</p> <p>続きまして、本日の出席状況を報告いたします。出席委員8名で、事前に稲村委員、宮田委員の2名から欠席の旨ご報告いただいております。よって、富津市都市計画審議会条例第6条第2項の規定により委員の2分の1以上の出席となっておりますので、会議が成立することを報告いたします。</p> <p>また、会議の公開についてご説明いたします。本日の会議は不開示情報が含まれておりませんので、富津市情報公開条例第23条の規定により会議を公開といたします。</p> <p>また、本日の傍聴人は1名でございます。</p> <p>なお、会議録作成の補助といたしまして、会議の録音をさせていただきますのでご了承願います。</p>
<p>事務局 (山田係長)</p>	<p><次第2 市長挨拶></p> <p>それでは、次第2といたしまして、高橋市長からご挨拶申し上げます。</p>
<p>高橋市長</p>	<p>あらためまして、皆様おはようございます。</p> <p>開会にあたりご挨拶を申し上げます。大変ご多用の中、委員の皆様方には、令和5年度第1回目となります、本市都市計画審議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>早速ですが、本日の議案でございますが、会長及び職務代理者等の選出について、建築基準法第51条ただし書きの規定による処理</p>

<p>事務局 (山田係長)</p>	<p>施設の敷地の位置について、及び富津市都市計画生産緑地地区の変更についての3議案となっております。</p> <p>後ほど、事務局から説明をさせていただきますが、第2号議案につきましては、第2期広域廃棄物処理施設の建設に伴う建築基準法第51条ただし書きの許可に関して、都市計画の観点からご意見を伺う案件で、千葉県知事から富津市都市計画審議会に付議されたものでございます。</p> <p>また、生産緑地地区の変更につきましては、生産緑地法第10条の規定による行為制限の解除に伴う都市計画の変更につきましてご意見を伺う案件となります。委員の皆様にご十分ご審議を賜り、ご承認いただきますようお願い申し上げます。会議冒頭の挨拶といたします。よろしくお願いたします。</p> <p>次第3の議案に入る前に、当審議会の委員の皆様のご任期が更新されておりますので、あらためて委員の皆様をご紹介します。お名前のみ発表させていただきます。</p> <p>・・・委員の紹介・・・</p> <p>また、本日は、第2号議案に係る説明員として、千葉県県土整備部の皆様にお越しいただいておりますのでご紹介いたします。</p> <p>・・・説明員の紹介・・・</p> <p>次に事務局を紹介させていただきます。</p> <p>・・・職員の紹介・・・</p>
<p>事務局 (山田係長)</p>	<p><次第3 議案></p> <p>それでは議事に移りたいと思いますが、本来であれば富津市都市計画審議会条例第6条第1項の規定により会長が議長を務めることになっておりますが、現在、会長が決まっておりません。</p> <p>会長が選出されるまでの間、茂木建設経済部長を仮議長として議事を進行してまいりますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>それでは茂木部長、議長席に移動をお願いいたします。</p>
<p>茂木部長</p>	<p>それでは会長が選出されるまでの間、しばらく仮議長を務めさせていただきます。よろしくお願いたします。着座にて失礼いたします。</p> <p>それでは、次第3の議案に移らせていただきます。議案第1号「会長および職務代理者等の選出について」を議題といたします。</p>

事務局 (義崎課長)	議案についての説明を事務局に求めます。
事務局 (義崎課長)	はい、議長。
事務局 (義崎課長)	はい、議長。
事務局 (義崎課長)	<p>それでは、議案第1号「会長および職務代理者等の選出について」をご説明いたします。</p> <p>富津市都市計画審議会条例第5条第1項に、審議会に会長を置き、第3条第1項第1号に掲げるものにつき任命された委員のうちから委員の選挙によりこれを定めるとあります。</p> <p>本日出席いただきました第1号議員の4名から会長の選出をお願いいたします。</p> <p>また、同条第3項に、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理するとありますので、会長に職務代理をご指名いただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、会長選出に係る選挙の方法ですが、これまでの先例では、指名推薦により会長を選出いただいていることを申し添えます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
事務局 (義崎課長)	<p>ただ今、事務局から、先例では指名推薦で選出しているということでありましたが、この選出方法でよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
事務局 (義崎課長)	<p>ありがとうございます。異議がないものと認め、指名推薦を行います。</p> <p>どなたか、ご推薦をお願いいたします。</p>
事務局 (義崎課長)	はい、議長。
事務局 (義崎課長)	粕谷委員。
事務局 (義崎課長)	<p>これまで、都市計画の観点から建築等に携わっている公益社団法人千葉県建築士事務所協会君津支部の代表者である委員が会長を務められていたことから、引き続き、吉野委員を推薦いたします。</p>

<p>茂木部長</p>	<p>ありがとうございます。ただ今、吉野委員のご推挙がございました。</p> <p>ここでお諮りいたします。会長に吉野委員を選任することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
<p>茂木部長</p>	<p>異議もないようですので、吉野委員を富津市都市計画審議会会長に選任することに決しました。</p> <p>会長が選任されましたので、これで仮議長の職を解かせていただきます。どうもありがとうございました。</p>
<p>事務局 (山田係長)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、吉野会長、議長席にお移りいただきご挨拶をお願いできればと存じます。</p>
<p>議長 (吉野会長)</p>	<p>ただ今、ご指名いただきました、公益社団法人千葉県建築士事務所協会君津支部を代表しております、吉野寛でございます。</p> <p>不慣れではございますが、円滑かつ慎重な議事進行に努めたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。それでは失礼して着席させていただきます。</p>
<p>事務局 (山田係長)</p>	<p>それでは、吉野会長進行をよろしく願いいたします。</p>
<p>議長 (吉野会長)</p>	<p>それでは引き続き、議案第1号の職務代理者の指名についてですが、富津市都市計画審議会条例第5条第3項の規定により、私から職務代理者を指名させていただきます。粕谷委員を指名いたします。よろしく願いいたします。</p> <p>次に、会議録の確定方法でございますが、富津市情報公開条例施行規則の中の、あらかじめ指名された委員等による承認の方法を採用したいと思いますが、私からその委員を指名することとしてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
<p>議長 (吉野会長)</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは名簿に従いまして、第1号委員から山田委員、第2号委</p>

	<p>員から三木委員の2名を指名します。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは議事を進めます。議案第2号「建築基準法第51条ただし書きの規定による処理施設（ゴミ焼却場一般廃棄物処理施設）の敷地の位置（富津市）について」を議題といたします。</p> <p>この議案につきましては、お手元の議案第2号に係る資料1枚目にありますように、令和5年6月29日付けで千葉県知事から付議されたものであります。</p> <p>それでは議案についての説明を求めます。</p>
寺西副課長	はい、議長。
議長 (吉野会長)	寺西副課長。
寺西副課長	<p>それでは、第2号議案について説明します。</p> <p>なお、差替え資料につきましては、場内の搬出入ルート等が一部修正となったことから、議案書6ページの資料の2-2を差し替えていただきたいと思います。</p> <p>始めに、建築基準法第51条についてご説明いたします。</p> <p>建築基準法第51条では、都市計画区域内におきまして、ごみ焼却場等は都市計画にてその敷地の位置が決定しているものでなければ新築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障ないと認めて許可した場合はこの限りでない定められています。</p> <p>本施設は、君津地域4市、木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市に安房地域の3市町、鴨川市、南房総市、鋸南町ですが、これらを加えた合計7市町から発生する一般廃棄物の破碎焼却処理を行うものです。</p> <p>3千人を超える焼却処理能力を有し、1日当たり5トン以上の破碎処理を行いますため、建築基準法第51条ただし書き許可が必要となりまして、この度、ご審議いただくものとなっております。</p> <p>では、続きまして議案書の1ページ、処理施設の敷地の位置、又はスクリーンをご覧ください。</p> <p>施設の設置者でございますが、株式会社上総安房クリーンシステム代表取締役社長須賀潔でございます。</p> <p>敷地の位置は、富津市新富に位置しており、敷地面積は2万8,184平方メートルで、用途地域は工業専用地域となっております。</p> <p>続いて2ページの計画概要書、又はスクリーンをご覧ください。</p>

施設の種類は、ごみ焼却場、一般廃棄物処理施設です。施設の処理能力にありますように、焼却施設破砕施設を設置する計画です。処理を行う品目は一般廃棄物であり、中でも畳などの粗大3品目については破砕処理後、焼却を行います。処理能力は記載の通りでございます。

なお、今回の建築物としましては、焼却を行う工場棟、計量棟、スラグストックヤード棟、工水ポンプ小屋の計4棟を新築する計画となっております。

続きまして3ページの位置図、又はスクリーンをご覧ください。

敷地は、JR内房線青堀駅から北西へ約2.7キロメートルの工業専用地域に位置しております。周辺には都市計画上支障となるような都市施設や学校、病院等はありません。

次に4ページの計画図、又はスクリーンをご覧ください。

今回の主要な搬出入路ですが、青色に塗られた幅員25メートルの市道でございます。今回の計画地ですが、赤色で着色されている部分となっております。

続きまして5ページの議案概要、又はスクリーンをご覧ください。

2の審査指標について、敷地の位置の適格性、搬出入計画の妥当性、及び施設計画の妥当性について審査をしております。記載の通り支障がない旨を確認しております。主要な事項について申し上げますと、まず、敷地の位置の適格性でございますが、県及び市の都市計画と整合しており、近傍に公園などの都市施設はありません。また、敷地境界から100メートル以内には学校や病院等がないことから、支障ないと考えております。次に、搬出入計画の妥当性についてですが、主要な搬出入路は、幅員25メートルの市道に接しております。車両の通行に支障はありません。なお、搬出入車両は1日当たり最大450台を想定しておりますが、前面道路は片側2車線で十分な幅員があり、行き止まり道路であるため、通過交通の車両がありません。また、周辺の工業施設利用者の交通のみであること、敷地内に車両の待機スペースが適切に設けられていることから、主要な搬出入路に対する影響については支障ないと考えております。最後に施設計画の妥当性でございますが、廃棄物処理法に基づき各施設が配置され、適切に管理される計画であることからこれらも支障がないと考えております。

続きまして、6ページの配置図、又はスクリーンをご覧ください。

こちらは先ほど申し上げた通り、差替え図書をご覧いただきたいと思っております。赤色の一点鎖線で囲んだ部分が処理施設の敷地となっ

<p>議長 (吉野会長)</p> <p>猪瀬委員</p> <p>議長 (吉野会長)</p>	<p>ております。実線の赤枠部分が対象地の建物でございまして、4棟あります。①番の工場棟、②番の計量棟、③番のスラグストックヤード棟、④番の工水ポンプ小屋となります。赤い矢印は、搬入経路、青い矢印は搬出経路、黄色の矢印は処理後のスラグを運ぶ経路となっております。まず、計量棟で計量及び受付をした後、敷地北側の上りランプウェイにて2階に行きます。そして、グレーで示した処理前置場に保管された後、焼却されることとなっております。なお、粗大3品目につきましては、黄色で示した破砕機にて破砕を行った上で焼却されるものとなっております。焼却後の生成物のうち、スラグは再生路盤材となり、メタルにつきましては、建設機械のおもりなどとして使用されます。また、飛灰については薬剤により無害化した後、最終処分場へ搬出されます。なお、計画地内は樹木などによる緑化を行いまして、緑化率は約22パーセントとなる計画でございまして、</p> <p>続きまして、7ページの環境関係法令との適合状況、又はスクリーンをご覧ください。</p> <p>環境関係法令につきましては、この施設につきまして、大気汚染、騒音及び悪臭について、環境対策が求められるところですが、基準に適合した計画となっていることを環境部局においても確認しており、環境に対する影響について支障がないと考えております。</p> <p>最後に、お手元の資料にはございませんが、敷地の周辺状況についてスクリーンをご覧ください。</p> <p>こちらは敷地境界線から周囲100メートルのラインと外側のラインが200メートルのラインを示してございまして、建物の用途につきましては、紫色のものが全て工業施設となっております。今回の100メートル、200メートルの範囲につきましては、工業施設のみでございまして、付近には住宅、学校、病院等はございません。なお、近隣の事業者にも今回の計画を説明しておりますが、特に反対意見等はありませんでした。説明は以上となります。</p> <p>よろしくご審議くださるよう、お願いいたします。</p> <p>説明が終わりました。質疑又はご意見ありますでしょうか。</p> <p>はい、議長。</p> <p>猪瀬委員。</p>
---	---

猪瀬委員	<p>都市計画法については問題ないことは分かりますが、千葉県防災ハザードマップを見ますと、高潮浸水想定区域についても、この場所は多分浸水しないというような数値や図が出ているんですが、その前の 25 メートル道路のところ浸水する可能性があるということが示されているわけです。それについて、何か千葉県の方から提言や対応をこうした方がいいんじゃないかといった意見があったかを教えていただければと思います。</p>
寺西副課長	はい、議長。
議長 (吉野会長)	寺西副課長。
寺西副課長	<p>委員が仰る通り、敷地の場所については、ハザードマップに記載されているとおり、千葉県の高潮浸水想定区域図における浸水想定区域外となります。</p> <p>敷地の中については大丈夫かと思われませんが、前面道路が浸水した場合は、施設利用者が場内の管理棟の中に一時避難場所として使用できるスペースを設けております。こちらが 3 階にございますので、高い位置にあります。</p>
猪瀬委員	はい、議長。
議長 (吉野会長)	猪瀬委員。
猪瀬委員	<p>私が聞きたかったのは、県の方で今回付議という形でできていますが、その前段でこの高潮の想定をしているのかを、お聞きしたかったんですが、今すぐにご回答が出ないようであります。</p> <p>県の方のハザードマップを見ますと、前面道路が 30 センチ程度は浸水するということが、周囲の工場等についても浸水する可能性が示されていることから、前面道路に、もしかしたら色々なものが漂流してしまうかもしれないと。そうすると、前面道路のそういったものを撤去しない限り、ゴミが搬入できなくなるわけですが、まずそこら辺はしっかりとどういうふうにするのかを検討していないのであれば検討しておいた方がいいと思います。意見になります。</p>

議長 (吉野会長)	他に質疑又はご意見ありますでしょうか。
粕谷委員	はい、議長。
議長 (吉野会長)	粕谷委員。
粕谷委員	搬入路の形のことでありますが、搬入計画の妥当性の中では幅員 25 メートルということで、何か規定になる道路幅があるのでしょうか。
寺西副課長	はい、議長。
議長 (吉野会長)	寺西副課長。
寺西副課長	搬出入路につきまして、このこういった施設についてはいわゆる 51 条許可施設というものの許可基準がございまして、主要な搬出入経路は、幅員が 6 メートル以上の道路であるということが最低の基準となっております。この施設については、非常に搬出入車両が多く、幅員 6 メートルで良いとは考えておりませんが、今回幅員 25 メートルで、片側 2 車線もあり、通過交通としても、この先に駅や住宅地があるといったこともないため、そういった面では非常に道路アクセスとしてはよろしい場所かと思っております。
粕谷委員	もう一つ伺います。先ほど対象市が南房総市からと言われたと思います。そこからこちらに向かうと思われませんが、その中での道路形態、搬入経路が想定されていると思うんですが、チェックはされているのでしょうか。
寺西副課長	はい、議長。
議長 (吉野会長)	寺西副課長。
寺西副課長	スクリーンに資料をお示しします。南房総市や鋸南町などからのアクセスについては、個々にごみ集積車が計画地まで搬入するわけではなく、中継施設となる各環境センター等で一度集めて集約して

<p>議長 (吉野会長)</p>	<p>持ってくるという計画です。搬入ルートとしまして、黒い太い線のルートを想定して搬入していく計画となっております。</p> <p>それぞれ、南房総市、鋸南町の方は、館山道経由で木更津南ジャンクションから搬入していくという計画となっております。鴨川市についても、黒い線でルートが設定されております。以上でございます。</p> <p>他に質疑又はご意見ありますでしょうか。</p> <p>(意見等なし)</p>
<p>議長 (吉野会長)</p>	<p>質疑等ないようですので、議案第2号につきまして、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p>
<p>議長 (吉野会長)</p>	<p>全員一致で賛成いただきました。ありがとうございました。</p> <p>続きまして、議案第3号「富津都市計画生産緑地周辺の地区の変更について」を議題といたします。</p> <p>議案についての説明を求めます。</p>
<p>事務局 (義崎課長)</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議長 (吉野会長)</p>	<p>義崎課長。</p>
<p>事務局 (義崎課長)</p>	<p>富津都市計画生産緑地地区の変更につきましてご説明させていただきます。</p> <p>最初に、大変申し訳ありませんが、資料の訂正をお願いいたします。資料3ページの都市計画の策定経緯の概要書をお開きください。</p> <p>表の真ん中の時期、縦列でございますが、上から1番目に、令和4年11月14日と記載しておりますが、正しくは令和4年の11月24日でございます。ご訂正のほどよろしく申し上げます。</p> <p>それでは、議案第3号「富津都市計画生産緑地地区の変更について」の資料を使って説明させていただきますが、諮問内容に入る前</p>

に、生産緑地地区の概要についてご説明させていただきます。

生産緑地地区とは、市街化区域内において、緑地機能及び多目的機能等を有する優れた農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成に資することを目的とした地域地区の一つとして、都市計画法により都市計画決定をしております。

本市では、平成4年11月24日に56地区、約12.45ヘクタールを都市計画決定し、その後数回の変更を踏まえ、現在55地区、合計面積で約12.50ヘクタールを指定しております。

生産緑地の特徴といたしましては、指定された日から原則30年間は農地以外の利用が制限される一方で、税制面で優遇を受けられることとなります。また、指定後30年を経過した場合や、農業の主たる従事者の死亡や故障等があった場合には、市に買取の申し出が可能となり、農地又は公共用地として買取がなかった場合、当該地に係る建築等の制限が解除されることとなります。

それでは、今回の諮問の内容に移らせていただきます。資料1ページをお開きください。

富津都市計画生産緑地地区の変更につきまして、富津都市計画生産緑地地区55地区中、4号青木第1生産緑地地区、他2地区を次のように変更するものであります。まず、今回の3地区の変更に係る理由といたしましては、生産緑地の指定から30年経過し、その後、行為の制限が解除されたことに伴い生産緑地として機能が失われたことから、都市計画の変更を行うものでございます。表をご覧ください。4号青木第1生産緑地地区につきましては、従前の面積約0.07ヘクタールを廃止するもの、13号青木第10生産緑地地区につきましては、従前の面積約0.06ヘクタールを廃止するもの、51号二間塚第1生産緑地地区につきましては、従前の面積約0.06ヘクタールを廃止するものでございます。

それぞれの地区の位置及び現況写真につきましては、資料の4ページをお開きください。

4ページには都市計画図、5ページから6ページには縮尺を大きくした地形図上に記載しております。7ページから9ページにはそれぞれの地区の現況写真を添付しております。

恐れ入りますが3ページにお戻りください。

こちらは今回の変更に係る経緯を時系列で表してございます。一番上の買取申出書の提出ですが、令和4年11月24日以降に順次提出され、その後、買取希望照会、農業従事者への斡旋依頼を行いました。3地区全てにおいて希望者がいなかったことから、51号二間塚第1生産緑地地区については令和5年2月24日に、4号青木

	<p>第1生産緑地地区については令和5年2月28日に、13号青木第10生産緑地地区については令和5年3月6日に行為制限を解除する旨の通知を行いました。</p> <p>恐れ入りますが2ページをお開きください。</p> <p>変更の内訳の総括といたしまして、今回の変更に伴い、変更前の55地区12.50ヘクタールから、変更後は52地区12.31ヘクタールとなります。</p> <p>なお、今回の変更につきまして、7月3日から7月18日まで都市計画の案の縦覧を行いました。それに伴う意見はございませんでした。また、今後の手続きといたしましては、本日の都市計画審議会において答申をいただきましたら、速やかに千葉県へ法定協議を行い、8月下旬頃に決定告示を行いと考えております。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
<p>議長 (吉野会長)</p>	<p>説明が終わりました。質疑又はご意見ありますでしょうか。</p>
<p>猪瀬委員</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議長 (吉野会長)</p>	<p>猪瀬委員。</p>
<p>猪瀬議員</p>	<p>昨年2月15日にもこの生産緑地の今後の方針が示され、その時には、この番号で言うと4番、9番、19番、26番、51番、56番が今後は特定生産緑地として指定しないということで話が出たと思います。今回、そのうちの4番と51番については、その後、指定をしないで廃止にするということで今回なっていますが、13番は確か前回の会議の時には特定生産緑地として移行していくという意思があったと思いますが、今回13番が外せる理由を教えてください。</p>
<p>事務局 (山田係長)</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議長 (吉野会長)</p>	<p>山田係長。</p>

<p>事務局 (山田係長)</p>	<p>お答えいたします。昨年(2019年)の2月15日の都市計画審議において特定生産緑地に移行するとした後に、こちらの青木第1生産緑地地区につきましては、特定生産緑地への移行についての申出を取り下げたいという意向が出ましたので、この地区は取り下げさせていただきます。2月15日以降で申出基準日である11月24日になる前に特定生産緑地への移行の申出を辞退したということなので、この地区については特定生産緑地に移行しておらず、他と同じように30年経過により買い取り申し出ができるという形になってございます。</p>
<p>猪瀬議員</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議長 (吉野会長)</p>	<p>猪瀬委員。</p>
<p>猪瀬委員</p>	<p>まず、説明が変わったのであれば、都市計画審議会の方には説明をしていただきたい。確認ですが、富津市告示第34号で3月15日のところには、解除されたということですが、これがまだ入ってるものが告示で示されており、ホームページからダウンロードできます。ということは、この3月15日以降このように告示をしてしまった後に取り下げたということによろしいのでしょうか。</p>
<p>事務局 (山田係長)</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議長 (吉野会長)</p>	<p>山田係長。</p>
<p>事務局 (山田係長)</p>	<p>お答えいたします。まず、この説明の冒頭に取り下げの内容について話す必要があったと思います。申し訳ございませんでした。 なお、3月に告示した後に、この1件についての取り下げがありましたことに対する告示をさせていただきます。 重ねてこの件について都市計画審議会の方にご報告をしていないことについては申し訳ございませんでした。</p>
<p>猪瀬委員</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議長 (吉野会長)</p>	<p>猪瀬委員。</p>

猪瀬委員	<p>分かりました。青木第 13 生産緑地地区については 1 回告示をした後、また取り下げの告示が出されたということで、それに応じて行ったということで理解しました。</p> <p>他の生産緑地地区について告示をしたけど、その後に、取り下げられているものは他には無いということによろしいでしょうか。</p>
事務局 (山田係長)	はい、議長。
議長 (吉野会長)	山田係長。
事務局 (山田係長)	はい、仰る通りでございます。
議長 (吉野会長)	<p>他に質疑又はご意見ありますでしょうか</p> <p>(意見等なし)</p>
議長 (吉野会長)	<p>質疑ないようですので、議案第 3 号につきまして、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p>
議長 (吉野会長)	<p>全員一致で賛成いただきました。ありがとうございました。</p> <p>それでは、第 2 号議案、第 3 号議案とも異議なしと答申することになりました。答申書の文面等につきましては、会長の私に一任いただく形によろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長 (吉野会長)	<p>ありがとうございます。</p> <p>以上で本日の議題は全て終了いたしました。慎重なる審議、誠にありがとうございました。</p> <p>それでは、議長の職を解かせていただき、進行を事務局にお返しいたします。どうもありがとうございました。</p>

<p>事務局 (山田係長)</p>	<p>吉野会長ありがとうございました。 続きまして、次第4の報告事項等につきまして、事務局から報告させていただきます。</p>
<p>事務局 (義崎課長)</p>	<p>それでは、事務局から2点報告させていただきます。 1点目でございますが、本日席次配付させていただきました、一般国道127号富津館山道路都市計画の原案説明会あらましの1ページをご覧ください。 こちらにつきましては、千葉県が事業を進めております一般国道127号富津館山道路の4車線化を進めるにあたり、都市計画法の手続き、環境影響評価法の手続きがありまして、7月1日に都市計画の原案説明会を実施し、7月28日から都市計画の案の概要の縦覧を実施しているところであります。 今後、千葉県が作る都市計画案について、市町村の意見を述べる機会がありますので、当審議会の皆様にご意見をいただくこととなりますのでその際はご審議をお願いいたします。 続きまして2点目でございますが、今後、当審議会への諮問予定案件についてご説明申し上げます。 ただいま報告させていただきました一般国道127号富津館山道の都市計画案に係る案件と、旧富津市聖苑の都市計画決定の廃止につきまして、事業の進捗に応じて今年度又は来年度にご審議をいただく予定となっておりますので、よろしく申し上げます。 以上で報告を終わります。</p>
<p>事務局 (山田係長)</p>	<p>何かご質問等ありますでしょうか。</p>
<p>猪瀬委員</p>	<p>はい。</p>
<p>事務局 (山田係長)</p>	<p>猪瀬委員。</p>
<p>猪瀬委員</p>	<p>今、一般国道127号富津館山線と旧富津聖苑の今後の扱いということで、あらためて都市計画審議会を開いていただくということですが、もう旧富津聖苑については、解体の入札が出ているかと思えます。解体が終わった後に都市計画審議会でその用地をどう変えるかということ審議してもらおうということよろしいのでしょうか。</p>

<p>事務局 (山田係長)</p>	<p>こちらにつきましては、県の都市計画課とも十分協議をしておりますが、用地の今後の活用の検討に係る内容ではなく、解体してから都市計画法の都市施設としての決定の枠組みを外すというような変更をする予定となっておりますのでこのような予定を組んでございます。</p>
<p>猪瀬委員</p>	<p>もう一点伺います。昨年2月の前回の都市計画審議会の際に、今後の都市計画マスタープランについての質問をさせていただいた際には、千葉県と協議をしていき今後必要な見直しを検討してまいりますという回答であったわけですが、その後、令和4年3月15日に、基礎調査の委託の業務完了報告書を県の方に出されているかと思えます。その後、既に1年も経っているわけですが、県の方と都市計画マスタープランについて何かどのような形で協議を進めているのでしょうか。また、今後、この都市計画審議会にはその案を示していただけるのか、また、その時期を教えてくださいと思います。</p>
<p>事務局 (山田係長)</p>	<p>お答えいたします。委員仰るように、令和3年度に富津市では都市計画基礎調査を実施し、その成果について千葉県に報告しているところです。その後、県の作業としまして、分析等を行っているところで、予定としては、若干遅れている模様ということ聞いておりますが、今年度中に千葉県の区域マスタープランの見直しに係る方針等に係る説明会等があらうと思われまます。また、その後につきましては、令和6年度、令和7年度において、県の区域マスタープランの変更に係る協議を本格的に千葉県と進める予定となっております。</p> <p>都市計画審議会の皆様へのご審議の時期等につきましては、まだお伝えすることはできませんが、進捗応じまして、ご説明させていただければと思っております。</p>
<p>猪瀬委員</p>	<p>最後1点、意見になります。</p> <p>都市計画の見直しの案について、今後の都市計画審議会ですいつ頃出るかということで質問をさせていただいたところですが、今、6年度か7年度ぐらいになるということが回答から分かりました。その中で、現在、県の方が検討や分析作業をしているということですが、市の方としましては、この市役所の周辺に宅地開発を行っていきたいというような市長のご答弁もありましたし、富津市みらい構想も出来上がっていることでもありますので、ぜひ県の方とは</p>

<p>事務局 (山田係長)</p> <p>事務局 (山田係長)</p>	<p>しっかり協議をしていただいて、そういった富津市みらい構想、また、この市役所周辺の宅地開発等ができるように区域へ変更するの かしないのか、それとも小規模開発でいくのか、そういったことを 色々市の方としても検討していくかと思しますので、そこを、県都 市計画マスタープランと併せてご協議いただければと思います。 以上になります。</p> <p>貴重なご意見ありがとうございました。 他に何かございませんでしょうか。</p> <p>(意見等なし)</p> <p>それでは、以上をもちまして、令和5年度第1回富津市都市計画 審議会を終了いたします。 ありがとうございました。</p> <p>閉会 令和5年8月4日 午前10時51分</p>
---	---